

奈良県藤原宮出土 弘仁元年(八一〇) 銘初期荘園關係木簡

木簡裏(図版3~5参照)

(7)

糯米春料一東酒

糯米春料一東酒

祭料物并同料善奈等持夫功一東

依門(成カ)事太郎経日食二東

庄内神祀料五東

(1)

年田作料カ
且九海福万呂下充卅束

九海加都岐万呂十束

民淨万呂三束

建万呂妻淨継女二束

小主并從経八日二東六把自十二月廿日迄廿七日

合下百八十七束九把

残稻一千二百五十三束六把

(7)

菁夢直五把

煎料物并久留美寺持行夫功一東

小主并從経八日二東六把自十二月廿日迄廿七日

一東

(工)

○弘仁二年正月廿六日下百五十七束之中

在庄東廊又(檢カ)柴

進丁京持行人功食一東

又在奈良馬船并厨子棚板及步板宇

官所庄持運車引建万呂六箇日

食并酒料三束日別一升六合食

又酒日別一升

(木)

人々冬衣直錢代沽百五十三束直錢廿三貫七百五十五文

廿日下二百卅三束八把之中

二年田作料且下百十八束受山田女

又九海福万呂所佃作卅束依員下了

小主給出舉廿五束

(力)

九海国人出舉廿

同福万呂出舉給廿

依(成カ)事小主并從経

十四日自正月廿日始迄二月三日

食稻四束二把

二郎并從一日半食六把

(牛)

在奈良馬船并厨子棚又步板直二貫五百代沽十六束

又下廿束(檢カ)手料

又下二束(檢カ)奈良在材木運車刺油四合直錢百七十文(合カ)

合下四百十二束八把

(ク)

残八百卅束八把

奈良時代の出挙錢解

天平勝寶二年(七五〇)

① ○出挙錢解正倉院
文書

(續修五十)

謹解 申請出挙錢事

合錢二百冊文

限半倍

質門田一段

右、件錢、秋時不過成而進上、謹解、新田ア宿祢入加、(舊)憲良古宇都久志女、二
人生死同心成而進上、謹申、

天平勝寶二年五月六日

(三一三九一)

②

○出挙錢解正倉院
文書

(續修五十)

謹解 申出挙錢請事

合請錢四百文

高屋連兄肢

質口小田二段

相妻癸原木女

女稻女

阿波比女

□(右)人生死同心、八箇月内半倍進上、着期月過者、利加進上、謹解、
若年不過者稻女 阿波比女二人身入申

天平勝寶二年五月十五日

(三一三九五)

③

○出挙錢解正倉院
文書

(續修五十)

謹解 申請出挙錢事

合錢肆佰文

買式下郡十三條卅六老田一町

受山道真人津守

息長真人家女

山道真人三申

右、件三人、死生同心、限八箇月、半倍將進上、若不進上者、息長黑麻呂將進
上、仍錄狀以解、

天平勝寶二年五月廿六日息長真人黑曆

(三一四〇五)

④

○借貸錢解正倉院
文書

(大橋本一)

謹解 申請借餓錢事

合請錢一貫六百文

受人出雲安麻呂

右、件錢者、八月内進上、仍狀具注、以謹解、

天平勝寶二年六月五日

文進人大倭目佐伎万呂

(三一四〇六)

天平寶字二年(七五八)

⑤ ○上道眞淨月借錢解正倉院
文書

(續修二十)

謹解 申請借錢事

〔合錢壹貫文〕

右件錢請借儼以乘七月上旬、依數將進納、仍具注狀、謹解、

天平寶字二年二月下支上道眞淨

前書 〔息免了〕

(四一二六一)

⑧ ○丸子人主月借錢解正倉院
文書

(續修五十)

謹解 申請商錢事

合伍貫文

右錢限八箇月、成半倍將進納、若過期月、成壹倍將進納、仍舉事狀、謹以解、

天平寶字五年八月廿九日丸子人主

保潔部造 枚人

前書 人々借用錢七百七十文

〔廿文借大湯坐古万呂〕

五百文主典付丸マ受人

五十文習宜佐官

廿文鴨マ菘万呂

〔十文草立付床嶋〕

廿文工廣道

本手 卅文大湯坐古万呂

七十六文溜主

(四一五〇八)

⑥

○氏未詳眞養月借錢啓正倉院
文書

(續修六十)

謹啓 請錢借事

〔合錢壹貫 卅日許〕

右請月借、一月限、本利并必納報、仍狀注、謹白、

天平寶字二年六月廿七日眞養謹狀

使刑部阿古賣

(四一二七三)

〔前書〕
〔息免〕

⑦

○長瀨若麻呂啓正倉院
文書

○コノ文書既刊卷四第三〇一頁、東寺寫經所解、同卷十四(追加八)、第二一九頁、東寺寫經所移案ニ據リテコ、ニ收ム、

(正集四十)

謹啓

請官錢暫壹伯文

右錢、今夜之間所請如前、謹啓、必將進明日、

(天平寶字二年)
十一月一日

長瀨若麻呂謹狀

謹上 道守尊 座下

(二五一一四五)

⑨

○阿刀人成借錢注文正倉院
文書

○コノ文書年ヲ詳ニセザルニヨリ姑ク併セテコ、ニ收ム、

(續修々二十四
卷五裏)

請借錢事

合五十文不用(異筆)

二月十八日阿刀人成

(三一一四〇)

寶龜四年(七七三)

⑩

○高向小祖月借錢解正文書院

(續修三十)

高向小祖解 申請用代錢事

合壹貫文

右件錢者限廿日許、所請如件、謹以解、

寶龜四年二月十五日

*以同日且下充五百文雜用之內以七月十二日返上了 上馬養

別筆以十六日下調布一端自一切經前請來之內 上馬養
*以七月六日返上了

(六一四七四)

⑪

○茨田千足月借錢解正文書院

(續修三十)

謹解 申請月借錢事

合肆伯文利百文錢別月十五文 質物夏衣服已云

右件錢者、來四月內、本利并如數進上、仍伏注、以謹解、

寶龜四年二月卅日

茨田千足

償漢部佐美磨

上馬養

*依負行 葛井典之
(別筆)以五月廿六日納五百六十文四百文卒 一百六十文利

(六一四七四)

⑫

○楊胡穗足月借錢解正文書院

(續修三十)

楊胡穗足解 申請月借錢事

合貳伯文百文一月利十五文

右件錢限一箇月、所請如前、以解、

寶龜四年二月卅日受穗足

證高向小祖

*依負行 葛井典之 上馬養

*以四月十四日納二百冊一文二百文卒 冊一文一月又十四日利

(六一四七五)

『日本靈異記』上卷第二十三

縁 第二十三
凶しき人嬭房の母に孝養せずして現に悪しき死を得る

大和国添上郡に一の凶有り。其の名詳ならず。字は瞻保と曰ふ。是れ難破宮に宇御めたまひし天皇の代に、學生に預る人なり。徒に書伝を学びて其の母を養はず。母子の稲を貸りて物の償ふべきもの無し。瞻保忽に怒り、逼めて徴る。時に母は地に居て、子は朝床に坐る。賓朋視て寧く居ること得ず。賓朋語りて曰はく「善き人何為れぞ孝に違ふ。或る人は父母の奉為に、寺を建て塔を立て仏を造り経を写し、衆の僧を屈請へて安居を行はしむ。汝は家財

饒にして、貸の稲多く吉し。何すれぞ学履に違ひて親母に孝せざる」といふ。瞻保伏はずして曰はく「無用なり」といふ。時に衆人其の母に代りて償を償ひ、咸俱起ちて疾に避る。母其の嬭房を出して悲泣きて曰はく「吾が汝を育ふこと日夜翹ふこと無し。他の子の恩を報ゆるを觀て、吾が児の斯くの如くせむことを恃めれども、反りて迫め辱められ、願ふ心に違謬ふ。汝また負へる稲を徴る。吾れまた乳の直を徴らむ。母子の道今日に絶ゆ。天知る。地知る。悲しきかな。痛きかな」といふ。瞻保是に言はずして起ちて屋の裏に入り、出挙の券を拾り、其の庭の中にしてみな已に焼き滅す。然うして後に山に入り迷惑ひ、する所を知らず。髪を乱り身を傷りて東西に狂れ走り、また路を還りて己が家に住らず。三日の後に忽然に火起り、内外の屋倉一時にみな焚き、遂に其の妻子等をして生活くこと能はざらしむ。瞻保憑むこと無くして、餓え寒いて死ぬ。現報遠からず。あに信はざらむや。所以に經に云はく「孝せざる衆生はかならず地獄に墮つ。父母に孝養せば浄土に往生す」とのたまふ。是れすなはち如来の説きたまふ所にして大乘の誠言なり。

凶人不孝養嬭房母以現得惡死縁第廿三

大和国添上郡、有一凶也、其名未詳、字曰瞻保、是難破宮御宇天皇之代、預學生之人也、徒学書伝、不養其母、々貸子稻、無物可償、瞻保忽怒、逼而徴之、時母居地、子坐朝床、賓朋視之、不得寧居、賓朋語之曰、善人何為違孝、或人奉為父母、建寺立塔、造仏写経、屈請衆僧、令行安居、汝家饒財、貧稻多吉、何違学履、不孝親母、瞻保不伏、曰無用也、于時衆人、代其母而償償、咸俱起而疾避、母出其嬭房、而悲泣之曰、吾之育汝、日夜無憩、觀他子之報恩、恃吾兒之如斯、而反見迫辱、願心違謬矣、汝也徴負稻、吾亦徴乳直、母子之道、絶於今日、天知地知、悲哉痛哉、瞻保於是、不言而起、入於屋裏、拾出挙券、於其庭中、皆已焼滅、然後入山迷惑、不知所為、乱髮身傷、東西狂走、復還行路、不住己家、三日之後、忽然火起、内外屋倉、一時皆焚、遂使其妻子等不能生活、瞻保無憑、餓寒而死、現報不違、豈不信乎、所以經云、不孝衆生、必墮地獄、孝養父母、往生淨土、是則如来之所説、大乘之誠言矣、

第二十三縁 聖業についての現報説話。今昔

- 一 物語集二ノ三十一に書米。
- 二 底本別紙(嬭房上音兩反、二合、知夫佐)。
- 三 奈良県大和郡山形市、奈良市、添上郡、山辺郡、天理市あり。
- 四 原文(其名未詳)。俗人のばあいは「姓名未詳」とされることが多い。僧のばあいに「名未詳」とされる例(下巻四縁)があるが、俗人のばあいは本説話のみ。
- 五 未詳。本説話以外に所伝をみない。字の「瞻保」は、「瞻マホモル」保マホモル、ヤシナフ(名義抄)。いまかりに「みやす」と訓んでおく。字と行動との乖離のおもしろさがある。
- 六 孝徳天皇。
- 七 孝徳天皇は、大学や国学で学ぶ者のことだが、瞻保がいかなる立場の者かは不明。学生になることを「預」といつた例は、たとえは延喜式、大学寮に「聴預学生」。
- 八 書物。班昭の東征賦では論語を「書伝」とよぶ(文選九)。学令には「凡経、周易、尚書、周礼、儀礼、礼記、毛詩、春秋左氏伝、各為一経、孝経、論語、学者兼習之」とみえる。これら三つりたる。

- 一 朝寝の床。「孝子不登高(曾子本孝)。
- 二 賓友。賓客。
- 三 「人」をことさらに「善人」としている。
- 四 稲を貸して利を得ることがおこなわれた。私出挙(出)。
- 五 それどころか逆に。
- 六 親子の縁を絶つことを、天地の神祇にかけて宣言しているのであろう。「天知地知」は、このうらばあいに用いられる定型句か。
- 七 貸借の証文。
- 八 雑宝蔵経。一ノ三に「有ニ邪行、如似拍徳、速墮地獄、云何為ニ、一者不供養父母、二者於父母所作諸不善、有ニ正行、如似拍徳、速生天上、云何為ニ、一者供養父母、二者於父母所作衆善行、一ノ四に世間有人、不孝父母、逆書師長、叛於天主、誹謗三尊、將來之世、墮於地獄、觀無量壽經に「欲生彼國者、當修三福、一者孝養父母、奉事師長、慈心不殺」とみえる。